

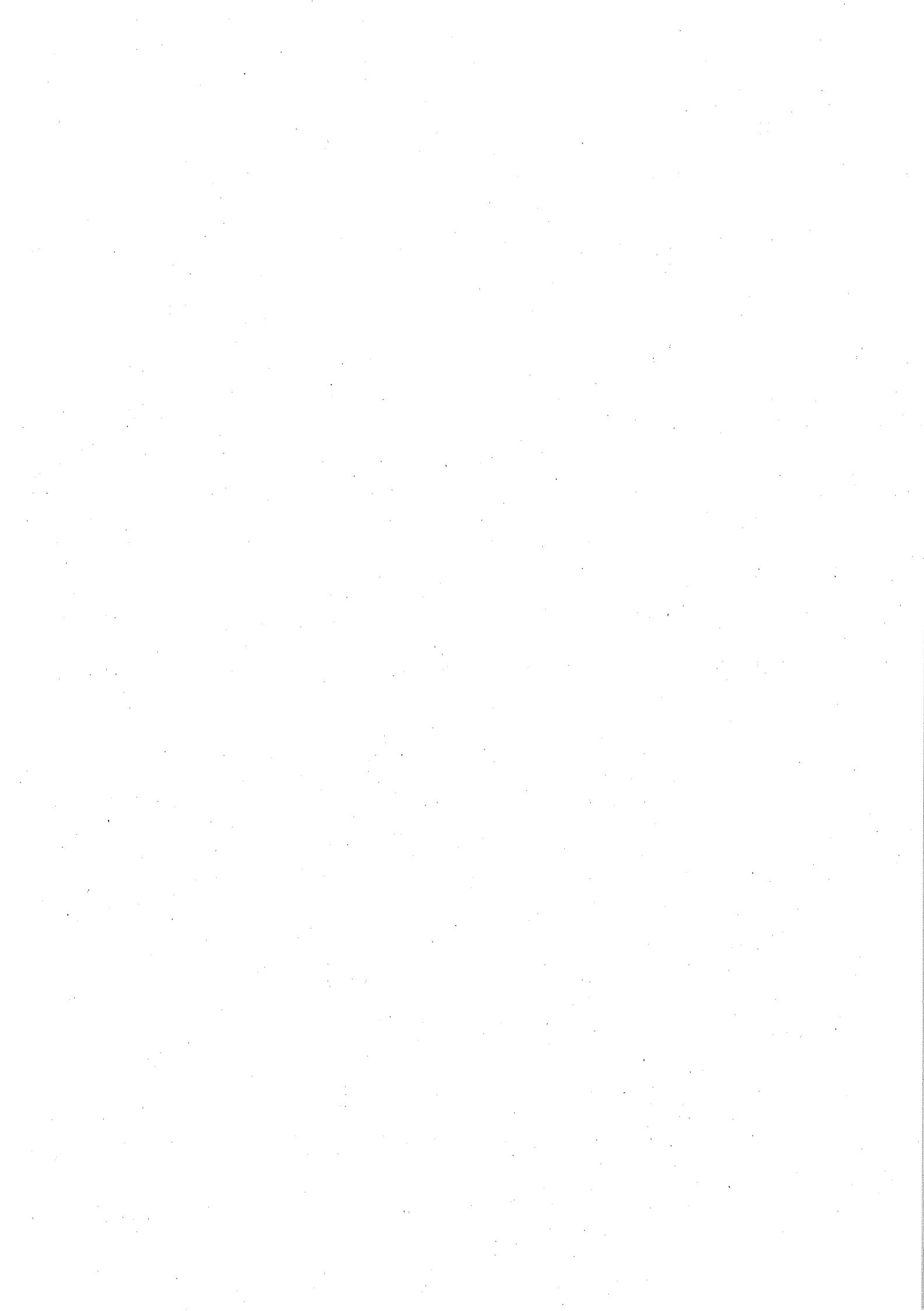
議案第 9 号

野田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について

野田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

野田市立幼稚園設置条例（昭和39年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 本市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、幼稚園を設置する。

第2条を削る。

第3条の見出し中「及び位置」を「、位置及び定員」に改め、同条の表以外の部分中「前条の規定により設置する」を削り、「及び位置」を「、位置及び定員」に改め、同条の表中

位置	定員
野田市野田793番地の8	260人
野田市木間ヶ瀬3, 197番地	175人
野田市桐ヶ作453番地1	175人

改め、同条を第2条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(入園の資格)

第3条 幼稚園に入園することができる者は、市内に住所を有する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児であつて、子ども・子育て支援法（平

成24年法律第65号。以下「法」という。) 第20条第4項に規定する教育・保育給付認定(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)を受けた者の当該認定に係るものとする。ただし、特別な事由があるときは、この限りでない。

第4条中「前条に規定する幼稚園の幼児の定員」を「この条例の施行に関する必要な事項」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第4条 幼稚園に入園している幼児の保護者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料の額は、法第27条第3項第1号(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受けた場合にあっては、同条第2項第3号)の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額)とする。
- 3 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)の規定により幼稚園が市町村から教育に要した費用の額の支払を受けたときは、当該支払を受けた額に相当する額について当該支払に係る保護者から第1項の使用料の納付があったものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行し、改正後の野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育に係る使用料について適用する。

(野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例の廃止)

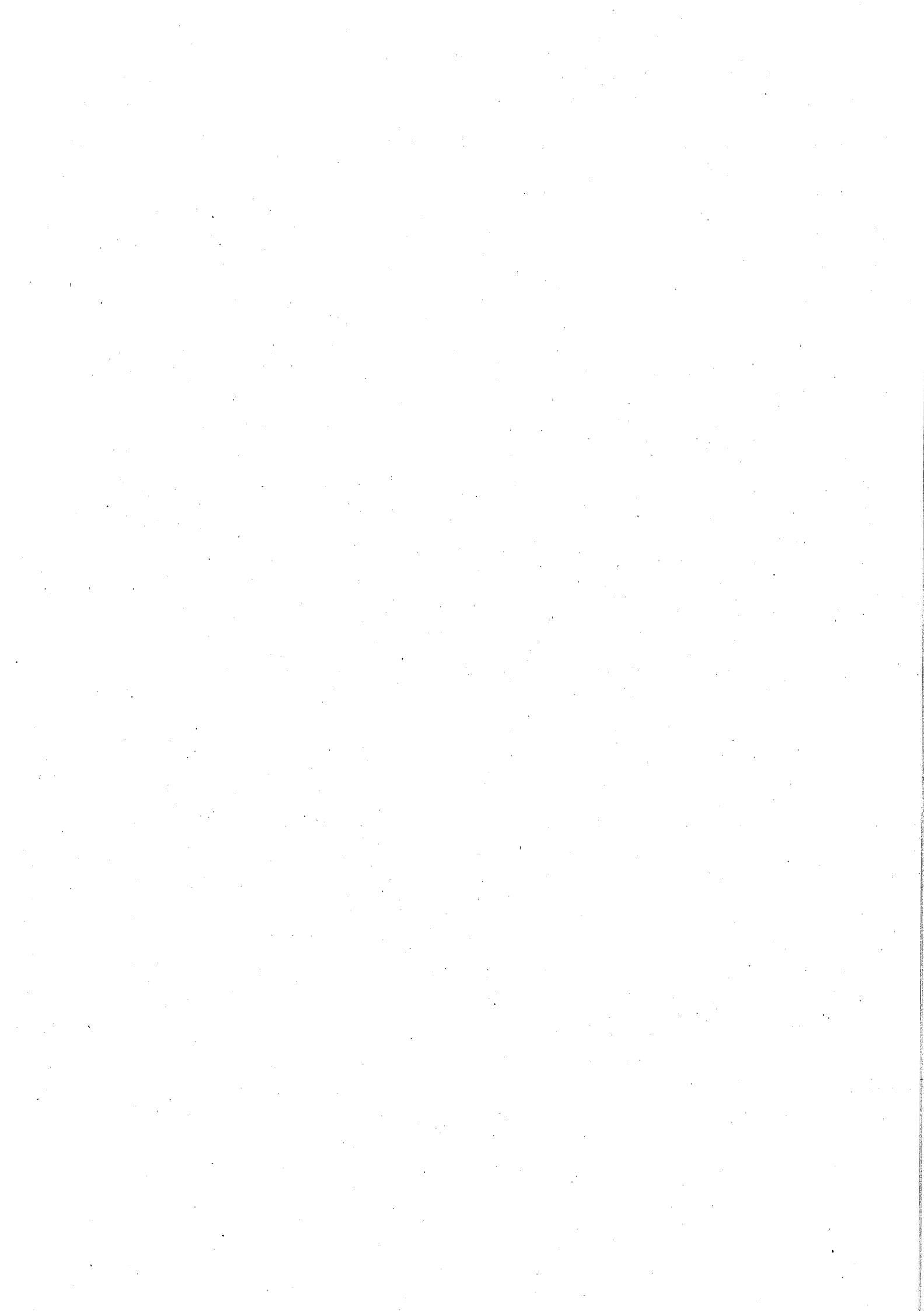
- 2 野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例(昭和25年野田市条例第28号)は、廃止する。

(野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであった保育料等の取りについては、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育料に関する規定を整備するとともに、所要の改正を行おうとするものである。



参考資料

野田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市立幼稚園設置条例（昭和39年野田市条例第1号）

改 正 案	現 行																				
<u>野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例</u> <u>(設置)</u> 第1条 本市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、幼稚園を設置する。	<u>野田市立幼稚園設置条例</u> <u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、野田市立幼稚園の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。																				
(削る。) (名称、位置及び定員) 第2条 幼稚園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。	(設置) 第2条 野田市は、幼稚園を設置する。 (名称及び位置) 第3条 前条の規定により設置する幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野田市立野田幼稚園</td><td>野田市野田793番地の8</td><td>260人</td></tr> <tr> <td>野田市立関宿南部幼稚園</td><td>野田市木間ヶ瀬3197番地</td><td>175人</td></tr> <tr> <td>野田市立関宿中部幼稚園</td><td>野田市桐ヶ作453番地1</td><td>175人</td></tr> </tbody> </table> <u>(入園の資格)</u> <u>第3条 幼稚園に入園することができる者は、市内に住所を有する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児であって、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)を受けた者の当該認定に係るものとする。ただし、特別な事由があるときは、この限りでない。</u> <u>(使用料)</u> <u>第4条 幼稚園に入園している幼児の保護者は、使用料を納付しなければならない。</u> 2. <u>前項の使用料の額は、法第27条第3項第1号(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受けた場合にあっては、同条第2項第3号)の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額)とする。</u> 3. <u>法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)の規定により幼稚園が市町村から教育に要した費用の額の支払を受けたときは、当該支払を受けた額に相当する額について当該支払に係る保護者</u>	名称	位置	定員	野田市立野田幼稚園	野田市野田793番地の8	260人	野田市立関宿南部幼稚園	野田市木間ヶ瀬3197番地	175人	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作453番地1	175人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野田市立野田幼稚園</td><td>野田市野田793番地の8</td></tr> <tr> <td>野田市立関宿南部幼稚園</td><td>野田市木間ヶ瀬3,197番地</td></tr> <tr> <td>野田市立関宿中部幼稚園</td><td>野田市桐ヶ作453番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	野田市立野田幼稚園	野田市野田793番地の8	野田市立関宿南部幼稚園	野田市木間ヶ瀬3,197番地	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作453番地1
名称	位置	定員																			
野田市立野田幼稚園	野田市野田793番地の8	260人																			
野田市立関宿南部幼稚園	野田市木間ヶ瀬3197番地	175人																			
野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作453番地1	175人																			
名称	位置																				
野田市立野田幼稚園	野田市野田793番地の8																				
野田市立関宿南部幼稚園	野田市木間ヶ瀬3,197番地																				
野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作453番地1																				

から第 1 項の使用料の納付があつたものとする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第 4 条 前条に規定する幼稚園の幼児の定員は、教育委員会規則で定める。